様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年1月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふじつうかぶしきがいしゃ  　　　　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 富士通株式会社  （ふりがな）ときた　たかひと  　　　（法人の場合）代表者の氏名　時田　隆仁  住所　〒211-8588  神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1  法人番号　1020001071491  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 当社ホームページ - トップメッセージ 2. 富士通統合レポート 2024 | | 公表日 | 1. 2024年9月17日 2. 2024年10月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社ホームページ - トップメッセージ   <https://www.fujitsu.com/jp/about/csr/topmessage/>   1. 富士通統合レポート 2024   <https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/about/integrated-report/2024/integrated-report-2024-jp.pdf>  P.16 2030年ビジョン 2023-2025年度中期経営計画  P.17 2023-2025年度中期経営計画　重点戦略の概要 | | 記載内容抜粋 | データ活用とデジタル技術の進化は、社会と競争環境を大きく変化させており、我々の企業経営にも大きな影響を与えています。AI技術の進化は革新的な機会をもたらす一方で、倫理的課題や電力消費の増大といったリスクも認識しています。また、地政学的リスクやサイバー攻撃の脅威も企業活動に影響を及ぼす可能性があることを理解しています。  これらの認識を踏まえ、我々は「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にする」というパーパスと、「デジタルサービスによってネットポジティブを実現するテクノロジーカンパニーになる」という2030年に向けたビジョンを掲げています。  このビジョン実現のため、以下の２つの方向性で企業経営を進めていきます。  地球環境問題の解決、デジタル社会の発展、人々のウェルビーイング向上という３つの分野において、事業活動から生じるネガティブなインパクトを上回るポジティブなインパクトを社会にもたらすことを目指します。具体的には、事業モデルと事業ポートフォリオの変革、お客様のモダナイゼーションの確実なサポート、海外ビジネスの収益性向上に取り組んでいきます。  AIを核とした5つのコアテクノロジー(5 Key Technologies)を強化し、Fujitsu Uvanceに実装することで、お客様のビジネス課題と社会課題の解決を両立させます。特に、クロスインダストリー（業種横断）なオファリングの提供を通じて、カーボンニュートラルの実現をはじめとする社会課題解決に貢献していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | トップメッセージは、代表取締役社長が自らの言葉で経営ビジョンやコミットメントを示した内容を踏まえて作成しています。取締役会に報告し、承認を得た内容を当社ホームページに公表しています。  富士通統合レポート 2024は、各部門が横断的に協力をして制作し、サステナビリティ経営委員会、経営会議の承認を経て、取締役会に報告し、承認を得ています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 富士通統合レポート 2024 2. 富士通統合レポート 2022 | | 公表日 | 1. 2024年10月25日 2. 2022年10月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 富士通統合レポート 2024   <https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/about/integrated-report/2024/integrated-report-2024-jp.pdf>  P.27 CFOからのメッセージ  P.47 事業戦略に連動した人材ポートフォリオの構築  P.54 データドリブン経営のノウハウ　OneFujitsuプログラムによる経営変革  ②富士通統合レポート 2022  <https://pr.fujitsu.com/jp/ir/integratedrep/2022/pdf/all.pdf>  P.47 フジトラにおける組織変革  P.47 One Fujitsuプログラム | | 記載内容抜粋 | OneFujitsuプログラムは、当社のデジタルトランスフォーメーション（DX）の中核を担う取り組みで、データドリブン経営とオペレーショナルエクセレンスの実現を目指した経営変革プロジェクトです。  2022年までにOneCRMを31か国で稼働させ、20,000人のグループ社員が時系列で網羅的なデータをモニタリングできる環境を構築。これにより、市場動向の予見的把握と経営・事業戦略の最適化を実現しました。  また、富士通株式会社と富士通Japan株式会社で有形・無形の経営資源をデータ化・可視化するOneERP+が2024年10月に稼働を開始。購買プロセス全体のデータを一元管理し、調達・サプライヤーの状況をグループ全体で可視化するなど、オペレーショナルエクセレンスを支援しています。今後もOneERP+を基盤に、経営管理やサービスの高度化、データ基盤のグローバル展開を推進し、データドリブン経営をさらに深化させていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 富士通統合レポート 2022/2024は、各部門が横断的に協力をして制作し、サステナビリティ経営委員会、経営会議の承認を経て、取締役会に報告し、承認を得ています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 富士通統合レポート 2022   <https://pr.fujitsu.com/jp/ir/integratedrep/2022/pdf/all.pdf>  　P.47 フジトラにおける組織変革  ②　富士通統合レポート 2024  <https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/about/integrated-report/2024/integrated-report-2024-jp.pdf>  P.47 事業戦略に連動した人材ポートフォリオの構築 | | 記載内容抜粋 | (1)全社DXプロジェクト推進体制  全社DXプロジェクト「フジトラ」は、単に事業におけるデジタル技術の活用を追求するのではなく、事業部・部門ごとの縦割りの体制やオーバープランニングといった、硬直化した組織文化の打破と変革に取り組んでいます。プロジェクト推進のリーダーシップを執るのは、CEO／CDXO の時田、CIO、CDXO補佐の福田(※)のほか、担当役員10名からなるステアリングコミッティです。その下には日本の各部門とグループ会社、海外リージョンからそれぞれ選出されたDX Officer が集結し、部門を横断して改革を推進しています。同時にDX Officer は、全社施策の各部門・リージョンへの浸透、各部門レベルでのDXをリードしています。  (※)2023年度よりCDXOは福田が就任  (2) 事業戦略に連動した人材ポートフォリオの構築  人材ポートフォリオの可視化とモニタリングプロセスを導入しました。具体的には、事業、ロール (職務)、地域の3軸で必要な人数と強化すべきケイパビリティを特定し、現時点の人材ポートフォリオとのギャップを分析し戦略的な人材投資とKPIにつなげています。また、データやプロセスを整備し、タイムリーかつ戦略的な採用・配置・育成の実行のモニタリングを強化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 富士通統合レポート 2022   <https://pr.fujitsu.com/jp/ir/integratedrep/2022/pdf/all.pdf>  P.47 One Fujitsuプログラム  ②　富士通統合レポート 2024  <https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/about/integrated-report/2024/integrated-report-2024-jp.pdf>  P.27 CFOからのメッセージ | | 記載内容抜粋 | 1. データ&プロセス･オーナーの設置   「One Fujitsuプログラム」では、グローバルなグループ全体での経営 ･業務 ･プロセスの標準化の達成に向け、マーケティング・営業、サービスデリバリー、購買などの業務領域ごとに、CEO直属の役職であるデータ&プロセス･オーナー（DPO）を任命し、DPOが事業 ･リージョンを横断した標準化をリードしています。  (2)　事業成長への投資  OneFujitsuプログラムは、2023～2025年の中期計画の中で事業成長への重点分野と定められ、他の分野とともに投資がされています。  ＜事業成長投資の重点分野＞  ・OneFujitsuプログラムなどの経営基盤強化  ・Fujitsu Uvanceのオファリング拡充  ・コンサルティングケイパビリティ強化  ・先端技術の研究開発 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 富士通統合レポート2023 2. 当社ホームページ – 非財務指標 | | 公表日 | 1. 2023年10月25日 2. 2024年9月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 富士通統合レポート2023(PDF)   <https://activate.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-Activate/about/integrated-report/PDF/integrated-report_2023_jp.pdf>  　P.19 2020-2022年度中期経営計画：非財務目標レビュー DX推進指標   1. 当社ホームページ – 非財務指標   <https://www.fujitsu.com/jp/about/csr/indicator/>  　生産性指標 | | 記載内容抜粋 | 2022年度にDX推進指標は、前中期計画目標の3.5を達成しました。これはグローバル共通の形式で成果検証と診断を実施し、変革を定量的に把握するとともに方向性を決定しました。23年度以降の中期計画にも反映し現在実行しています。  2023年度からは、DXによる事業変革・競争力強化、そして企業価値向上への貢献度を測るため、新たな指標として生産性指標（一人当たり営業利益）を設定。2025年度末目標を「2022年度比40%増」とし、データ可視化・因果分析などの取り組みを通じて目標達成を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月25日（統合レポート） | | 発信方法 | アニュアルでの富士通統合レポートでの発信  <https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/about/integrated-report/2024/integrated-report-2024-jp.pdf>  P.6 価値創造モデル　P10-14 CEOからのメッセージ | | 発信内容 | CEO自ら、中期経営計画や経営方針進捗レビュー、統合レポート等を通じて、価値創造モデルと進捗状況をステークホルダーに共有しています。統合レポート内のCEOメッセージでは、"2030年に向け「ネットポジティブを実現するテクノロジーカンパニー」となるビジョンのもと、社会課題解決を中核とした事業モデル変革を推進。デジタルサービス転換、収益性重視改革を加速し、「Fujitsu Uvance」による先端技術の実用化、OneFujitsuプログラムによるデータドリブン経営で得た知見をお客様に還元することで、持続可能な成長を目指す"と発信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年10月頃　～　　2023年4月頃 | | 実施内容 | 経済産業省 DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しています。  自己診断は、主要なグループ会社・海外リージョンを含めて定期的に実施し、DX推進に取り組みました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年10月頃(現体制)　～　現在も継続中 | | 実施内容 | 2021年10月にCISO を任命し、新たな情報セキュリティ体制を構築。2022年にはサイバーセキュリティ対策のフレームワークを策定し、CEOを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会の強化、グローバル体制での情報セキュリティ強化、定期的な内部監査、第三者評価・認証の取得を推進。ITアセットの一元管理によるリスク管理強化、インシデント訓練の実施など、多角的にセキュリティ対策を強化しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。